

別表第4（第2条関係）
 汚水等に係る規制基準
 大村湾流域に係る規制基準

区域	区分		1日の平均的排水量〔単位：立方メートル〕	許容限度〔単位 1リットルにつきミリグラム〕					
				生物化学的酸素要求量		化学的酸素要求量		浮遊物質量	
				日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大
大村湾(西海橋下の海面の線、佐世保市掛崎川河口左岸から西南方90メートルの地点(北緯33度6分35秒、東経129度47分40秒の点(佐世保市崎岡町潮位観測所跡地))の270度線及び陸岸により囲まれた海域)及び同湾に流入するすべての河川その他の公共用水域に汚水等が流入する区域	汚水等に係る指定施設を設置する工場又は事業場	下水道処理区域に所在するもの	2以上	20	30	20	30	40	50
		その他の区域に所在するもの	50以上	20	30	20	30	40	50
			10以上 50未満	60	80	60	80	80	100

備考

- 「下水道処理区域」とは、下水道法第2条第8項に規定する処理区域をいう。
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される汚水等に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される汚水等に限って適用する。
- 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 測定点は、工場又は事業場の排水口（汚水等が公共用水域に排出される場所をいう。）とする。
- 検定方法は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）による。